

東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付要綱

(制定) 平成 23 年 8 月 1 日付 23 環廃一第 300 号

(改正) 平成 24 年 4 月 1 日付 24 環廃一第 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱（平成 23 年 7 月 8 日付 23 環廃一第 266 号。以下「実施要綱」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を東京都（以下「都」という。）内及び都に隣接する地方公共団体の区域内において受け入れて処理する事業（以下「東京都災害廃棄物受入処理事業」という。）の実施に当たり必要な資金（以下「資金」という。）を都が公社に貸し付けるために必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付金額)

第 2 条 貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、都の予算の範囲内とし、実施要綱第 4 条第 8 号に規定する経費が被災地方公共団体（岩手県又は宮城県をいう。以下同じ。）から支払われるまでの間、実施要綱第 5 条第 1 項に定める東京都災害廃棄物受入処理事業の実施期間の各年度において、公社が災害廃棄物の運搬及び処理を実施するために必要となる経費の総額とする。

2 貸付金の額に 1,000 円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(貸付けの利率及び担保)

第 3 条 資金の貸付けは、無利子で貸し付けるものとする。

2 資金の貸付けに当たっては、担保を徴しないものとする。

(貸付けの申込み)

第 4 条 公社は、資金の貸付けを受けようとする際は、別記第 1 号様式による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付申込書（以下「申込書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付し、東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める期間中に、知事に提出しなければならない。

(1) 別記第 2 号様式による東京都災害廃棄物処理受入処理事業計画書

(2) 災害廃棄物受入処理事業に係る経費の見積書（内訳書を含む。）

(3) 財務状況に関する書類

ア 申込書を提出する都の会計年度（以下「申請年度」という。）の収支予算書、収支計画書及び資金計画書

イ 申請年度の直近の決算報告書

(貸付申込みの取下げ)

第 5 条 公社が申込書を提出した後、資金の貸付けを受ける必要がなくなったときは、

別記第3号様式による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付取下書により知事に届け出なければならない

(貸付けの決定)

第6条 知事は、申込書の提出を受けたときは、その内容を精査し、資金の貸付け又は資金を貸し付けないことを決定する。

2 知事は、前項の規定により資金の貸付けの決定をしたときは、別記第4号様式による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付決定通知書に別記第5号様式により作成した東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約書の案2通を添えて、公社にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により資金を貸し付けないことを決定したときは、公社にその旨を通知するものとする。

(貸付決定の取消し)

第7条 知事は、公社が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに前条第1項の貸付けの決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段によって貸付けの決定を受けたとき。

(2) 次条の規定による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約を締結しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合の他、知事の指示に違反したとき。

(貸付契約の締結)

第8条 公社は、第6条第2項の規定による決定の通知を受けたときは、速やかに、次の書類を知事に提出し、知事と東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約を締結しなければならない。

(1) 別記第6号様式による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付金請求書 1通

(2) 公社の代表者の記名及び押印をした別記第5号様式により作成した東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約書の案 2通

(3) 契約締結に必要な額の収入印紙

(4) 公社の代表者の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 1通

(貸付金の交付)

第9条 知事は、前条の規定による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約を締結した後、貸付金を公社に直接交付する。

(償還期限等)

第10条 貸付金の償還期限は、申請年度に係る都の出納の閉鎖の日（当該日が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1号又は第2号に規定する都の休日である場合にあっては、その直前の都の休日以外の日とする。）までの間において、都の歳入徴収者が申請年度の末日までに作成する納入通知書により指定する日とする。

2 貸付金の償還方法は、一括償還の方法とする。

3 公社は、前項の規定にかかわらず、申請年度の3月15日までに、貸付金の未償還額の一部又は全部を繰り上げて償還することができる。

- 4 公社は、前項の定めにより繰上償還をしようとするときは、当該繰上償還をしようとする日の14日前までに、その旨を書面により知事に通知しなければならない。
- 5 都の歳入徴収者は、前項の規定による通知があったときは、速やかに当該通知により繰上償還がなされる貸付金の納入期限を記載した納入通知書を公社に送付するものとする。

(貸付金の管理)

第11条 公社は、貸付金を決済用預金として預け入れて管理しなければならない。

(契約内容等の変更)

- 第12条 公社は、貸付金の償還が完了するまでの間、第8条の東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約又は第4条各号に掲げる添付書類の内容に変更が生じた場合、直ちに、別記第7号様式による東京都災害廃棄物受入処理事業計画書等の内容変更届出書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の届出書の提出があった場合において、当該変更の内容が第8条の東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約又は第4条各号に掲げる添付書類の内容と著しく異なるときには、その内容を精査し、貸付金の額を減額し、又は貸し付けないことを決定するものとする。

(届出事項)

- 第13条 公社は、貸付金の償還完了に至るまでの間、次のいずれかに該当するときは、速やかに、別記第8号様式による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付に係る届出書により、知事にその旨の届出をし、知事の指示に従わなければならない。
- (1) 公社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地その他重要な事項に変更が生じたとき。
 - (2) 地震、火災その他の災害によって、貸付金の償還が困難になったとき。
 - (3) 前2号に定めるものの他、知事が特に必要があると認めたとき。

(報告の請求及び調査)

- 第14条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の償還が完了するまでの間、災害廃棄物の処理の状況等について公社に報告を求め、又は都の職員をして公社の事業所、事務所等に立ち入り、帳簿その他の書類、東京都災害廃棄物受入処理事業の実施状況等を調査することができる。
- 2 公社は、知事から前項の報告を求められたときは、速やかにこれを作成し、提出しなければならない。
 - 3 公社は、知事から第1項の調査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(未償還額等の返還)

- 第15条 知事は、公社が次の各号のいずれかに該当したときは、第10条第1項の規定にかかわらず、公社に対し、貸付金の未償還額の全部を一時に返還させるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、第8条の東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約を変更し、貸付金の未償還額を分割して返還させることがで

きる。

- (1) 貸付金を資金の貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 正当な理由がなくて、貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 第7条第1号又は第3号の規定に該当するとき。
- (4) 第17条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるものの他、第8条の東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約の条項に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

- 2 知事は、第12条第2項の規定に基づき、貸付金の額を減額し、又は貸し付けないことを決定したときは、第10条第1項の規定にかかわらず、公社に対し、変更前の貸付金の額から変更後の貸付金の額を控除した額（以下「差額」という。）の全部を一時に返還させるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、第8条の東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約を変更し、差額を分割して返還させることができる。
- 3 知事は、第17条第2項の規定による承認（担保に供しようとするもののものを除く。）をしたときは、第10条第1項の規定にかかわらず、公社に対し、当該承認に係る貸付金の未償還額を一時に返還させるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、第8条の東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約を変更し、貸付金の未償還額を分割して返還させることができる。

（違約加算金及び延滞金）

- 第16条 知事は、公社が前条第1項各号のいずれかに該当することを理由として、同条の規定により償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から納付の日までの期間の日数に応じ、償還すべき額につき、年10.95パーセント割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。ただし、知事が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 知事は、公社が貸付金を第10条第1項の規定に基づく償還期限若しくは同条第5項の規定に基づく納入期限までに支払わなかったとき、又は前条第2項若しくは第3項の規定に基づき返還の請求を受けた金額を納入期限までに納付しなかったときは、当該償還期限又は当該納入期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その延滞した額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を納付させなければならない。ただし、申請年度に係る都の出納の閉鎖の日までに実施要綱第4条第8号に規定する経費が被災地方公共団体から公社に対して支払われなかったとき、その他知事が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。
 - 3 前2項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（財産処分の制限等）

- 第17条 公社は、貸付金により取得し、又は効用の増加した財産については、東京都災害廃棄物受入処理事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 公社は、貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金により取得し、又は効用の増加した財産を、貸付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又

は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所 在 地
名 称 公益財団法人東京都環境公社
代表者の氏名 ㊟

年度東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付申込書

東京都災害廃棄物受入処理事業資金を借り受けたいので、東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付要綱第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 貸付申込額 金 円

2 添付書類

- (1) 東京都災害廃棄物受入処理事業計画書（第2号様式）
経費見積書（内訳書を含む。）を併せて提出すること。
- (2) 財務状況に関する書類
 - ア 申込書を提出する東京都の会計年度（以下「申請年度」という。）の収支予算書、
収支計画書及び資金計画書
 - イ 申請年度の直近の決算報告書

担当者氏名	
連絡先	

※ 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

第2号様式(第4条関係)

年度東京都災害廃棄物受入処理事業計画書

事業 者 名	
事業 者 所 在 地	
貸 付 申 込 額	金 円
償 還 期 限	貸付金の交付の日から 年5月 日まで
災害廃棄物受入予定量	
事業の計画の概要	
備 考	

※ 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

第3号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所 在 地
名 称 公益財団法人東京都環境公社
代表者の氏名 ㊟

年度東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付取下書

年 月 日付 第 号により貸付けの申込みをした 年度東京都災害廃
棄物受入処理資金については、下記の理由により取り下げます。

記

（取下げ理由）

※ 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 殿

東京都知事



年度東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書により申込みのあった 年度東京都災害廃棄物受入処理事業資金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることに決定したので東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）第6条第2項の規定により通知します。

この決定に異議のない場合は、別添東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約書の案2通に記名及び押印の上、貸付要綱別記第6号様式による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付金請求書、契約締結に必要な額の収入印紙及び印鑑証明書（発行3か月以内のものに限る。）1通を添えて、提出してください。

記

1 貸付決定額 金 円

2 貸付条件

次のいずれかに該当したときは、この貸付決定を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段によって貸付けの決定を受けたとき。
- (2) 貸付要綱第8条の規定による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約を締結しないとき。
- (3) (1)又は(2)に掲げる場合の他、東京都知事の指示に違反したとき。

※ 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

第5号様式（第6条、第8条関係）

年度東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約書

貸付者東京都（以下「甲」という。）と借受者公益財団法人東京都環境公社（以下「乙」という。）とは、東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付要綱（平成 23 年 8 月 1 日付 23 環廃一第 300 号。以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、次の条項により、東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約を締結する。

（貸付金額等）

第 1 条 甲は、乙に対し、東京都災害廃棄物受入処理事業資金として、金 千円を貸し付け、乙は、これを受領し、借り受ける。

（貸付金の使用目的）

第 2 条 乙は、前条の規定により甲が貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）を、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物を東京都内及び東京都に隣接する地方公共団体の区域内において受け入れて処理する事業（以下「東京都災害廃棄物受入処理事業」という。）のために使用しなければならない。

（貸付けの利率及び担保）

第 3 条 貸付金の貸付けの利率は、無利子とする。

2 甲は、貸付金の貸付けに当たっては、担保を徴しないものとする。

（償還期限等）

第 4 条 乙は、甲に対し、 年 5 月 日までの間において、乙の歳入徴収者が 年 3 月末日までに作成する納入通知書により指定する日までに償還する。

2 乙は、甲に対し、貸付金について、一括して償還する。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、 年 3 月 15 日までに、貸付金の未償還額の一部又は全部を繰り上げて償還することができる。

4 乙は、前項の定めにより繰上償還をしようとするときは、当該繰上償還をしようとする日の 14 日前までに、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

5 甲は、前項の規定による通知があったときは、速やかに当該通知により繰上償還がなされる貸付金の納入期限を記載した納入通知書を公社に送付するものとする。

（貸付金の管理）

第 5 条 乙は、貸付金を決済用預金として預け入れて管理しなければならない。

(契約内容等の変更)

第6条 乙は、貸付金の償還が完了するまでの間、この契約又は要綱第4条各号に掲げる添付書類の内容に変更が生じた場合、直ちに、要綱別記第7号様式による東京都災害廃棄物受入処理事業計画書等の内容変更届出書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の届出書の提出があった場合において、当該変更の内容がこの契約又は要綱第4条各号に掲げる添付書類の当初の内容と著しく異なるときは、その内容を精査し、貸付金の金額を減額し、又は貸し付けないこととを決定するものとする。

(届出事項)

第7条 乙は、貸付金の償還完了に至るまでの間、次のいずれかに該当するときは、速やかに、要綱別記第8号様式による東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付に係る届出書により、甲にその旨の届出をし、甲の指示に従わなければならない。

- (1) 乙の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地その他重要な事項に変更が生じたとき。
- (2) 地震、災害その他の災害によって、貸付金の償還が困難になったとき。
- (3) 前2号に定めるものの他、知事が特に必要があると認めたとき。

(報告及び調査)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、貸付金の償還が完了するまでの間、災害廃棄物の処理の状況等について公社に報告を求め、又は甲の職員をして乙の事業所、事務所等に立ち入り、帳簿その他の書類、東京都災害廃棄物受入処理事業の実施状況等を調査することができる。

2 乙は、甲から前項の報告を求められたときは、速やかにこれを作成し、提出しなければならない。

3 乙は、甲から第1項の調査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(未償還額等の返還)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定にかかわらず、直ちに、貸付金の未償還額の全部を甲に返還しなければならない。ただし、甲が特別な理由があると認めたときは、この契約の一部を変更し、貸付金の未償還額を分割して返還することができる。

- (1) 貸付金を資金の貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 正当な理由がなく、貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 要綱第7条第1号又は第3号に該当するとき。
- (4) 第11条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるものの他、この契約の条項に違反し、又はこの契約に基づく知事の指示に従わなかったとき。

2 乙は、第6条第2項の規定に基づき、貸付金の額を減額し、又は貸し付けないことの決定を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、直ちに、変更前の貸付金

の額から変更後の貸付金の額を控除した額（以下「差額」という。）の全部を甲に返還しなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、この契約を変更し、差額を分割して返還することができる。

- 3 乙は、第 11 条第 2 項の規定による承認（担保に供しようとするときのものを除く。）を受けたときは、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、直ちに、当該承認に係る貸付金の未償還額の全部を甲に返還しなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、この契約を変更し、貸付金の未償還額を分割して返還することができる。

（違約加算金及び延滞金）

第 10 条 乙は、甲から前条第 1 項各号のいずれかに該当することを理由として同条の規定による償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、償還すべき額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、甲が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 乙は、貸付金を第 4 条第 1 項に規定する償還期限若しくは同条第 5 項の規定に基づく納入期限までに支払わなかったとき、又は前条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づき返還の請求を受けた金額を納入期限までに納付しなかったときは、当該償還期限又は当該納入期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その延滞した額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満を除く。）を納付しなければならない。ただし、
年 5 月 日までに東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱（平成 23 年 7 月 8 日付 23 環廃一第 266 号）第 4 条第 8 号に規定する経費が被災地方公共団体（宮城県又は岩手県をいう。）から乙に対して支払われなかったとき、その他甲が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（財産処分の制限等）

第 11 条 乙は、貸付金により取得し、又は効用の増加した財産については、東京都災害廃棄物受入処理事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 乙は、貸付金の償還が完了するまでの間、貸付金により取得し、又は効用の増加した財産を、貸付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（責任）

第 12 条 第 9 条の規定による償還期限前の償還等により、乙に損害を生じることがあっても、甲はその責めに任じない。

（費用）

第 13 条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 14 条 この契約から発生する一切の法律関係に基づく訴えについては、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(補則)

第 15 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約成立の証として、本書を 2 通作成し、甲乙記名・押印の上、各 1 通を保管する。

年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東 京 都
東京都知事

乙 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号
公益財団法人東京都環境公社
理 事 長

※ 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

第6号様式（第8条関係）

東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付金請求書

東京都知事 殿

所 在 地

名 称 公益財団法人東京都環境公社

代表者の氏名 ⑩

年 月 日

標記の件について、次のとおり請求します。

金額 _____ 円

ただし、 年 月 日付 第 号により貸付の決定の通知を受けた東京都
災害廃棄物受入処理事業資金の貸付金として

※ 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

第7号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所 在 地
名 称 公益財団法人東京都環境公社
代表者の氏名 ㊟

年度東京都災害廃棄物受入処理事業計画書等の内容変更届出書

年 月 日付 第 号により貸付けの決定を受けた事業計画について変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

担当者氏名	
連絡先	

※ 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

第8号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所 在 地
名 称 公益財団法人東京都環境公社
代表者の氏名 ⑩

年度東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付に係る届出書

年 月 日付けで締結した 年度東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約について、同契約第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の事由

年度東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸借契約第7条第 号に該当

2 届出の内容

3 添付書類

担 当 者 氏 名	
連 絡 先	

※ 用紙は、日本工業規格A列4番とする。